

# リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

DISCLOSURE 2009

## ゆるぎない信頼を得られるよう、 《たんのう》は十分なリスク管理を行います

### リスク管理債権の状況

金融機関は、取引先への貸出(融資)を基本業務として行います。その貸出金の返済や利払いが、取引先の事情によって滞ったり回収できなくなる場合があります。そうした「破綻先債権」や「延滞債権」等は、金融機関が決算処理を行う際には、リスク管理債権として取り扱い、税法及び企業会計基準に基づき適正な決算処理を行うことになっています。

- ◎ 平成21年3月期のリスク管理債権は、102億13百万円です。
- ◎ 個別貸倒引当金を必要とする「破綻先債権」は4億15百万円です。うち不動産、預金担保、保証協会等の保証付で保全されている額は2億81百万円です。残りの1億34百万円については、全額個別貸倒引当処理をしています。
- ◎ 「延滞債権」は92億72百万円です。うち不動産、預金担保、保証協会等の保証付で保全されている額は60億90

百万円です。残る31億82百万円に対する貸倒引当金は、日本公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて算出した引当限度いっぱいの22億86百万円の貸倒引当処理をしています。

- ◎ 「3か月以上延滞債権」63百万円、「貸出条件緩和債権」4億61百万円の合計5億24百万円に対する貸倒引当金についても、「延滞債権」同様に、引当限度いっぱいの貸倒引当処理をしています。(一般貸倒引当金)
- ◎ 平成21年3月期の純資産の部合計は307億20百万円(評価差額金等含む)となっています。
- ◎ 上記のとおり、リスク管理債権の未保全部分は日本公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて限度額いっぱいまで十分な引当をしており、資産内容も健全です。引き続き、この健全性を維持するため努力してまいります。

### リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成19年度	171	136	100.00
	平成20年度	281	134	100.00
延滞債権	平成19年度	6,658	2,430	90.17
	平成20年度	6,090	2,286	90.33
3か月以上延滞債権	平成19年度	61	7	96.07
	平成20年度	30	5	58.04
貸出条件緩和債権	平成19年度	152	70	34.00
	平成20年度	67	42	23.87
合計	平成19年度	7,044	2,644	87.16
	平成20年度	6,470	2,468	87.52

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込み額には決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

権に該当しない貸出金です。

- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。



### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a-c)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成19年度	11,717	10,290	7,395	2,895	87.83
	平成20年度	10,737	9,463	6,769	2,693	88.13
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成19年度	3,970	3,970	2,143	1,826	100.00
	平成20年度	3,964	3,964	2,215	1,748	100.00
危険債権	平成19年度	7,018	6,027	5,036	990	85.89
	平成20年度	6,249	5,352	4,456	896	85.66
要管理債権	平成19年度	728	292	214	77	40.17
	平成20年度	524	146	98	48	28.00
正常債権	平成19年度	218,982				
	平成20年度	227,838				
合計	平成19年度	230,699				
	平成20年度	238,576				

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込み額には決済確実な割引手形等を含めています。当金庫保証付私募債で、当金庫が引受けている200百万円は正常債権に含めています。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

### 金融再生法ベースによる不良債権比率と残高推移 (単位:百万円)

